

宮城県動物愛護推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の規定に基づき、動物愛護推進員の委嘱の推進、推進員の活動に対する支援の他、動物愛護事業の推進等に関し必要な協議等を行うため、宮城県動物愛護推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 動物愛護推進員の委嘱推進に関する事項。
- (2) 動物愛護推進員活動の支援に関する事項。
- (3) 獣医師会、動物愛護団体等との調整に関する事項。
- (4) 動物愛護の計画及び推進に関する事項。
- (5) その他、前各号の目的を達成するために必要な事項。

(構成)

第3条 協議会は、次に掲げる団体の長等（以下、「構成員」という。）をもって構成する。

- (1) 獣医師の団体
- (2) 動物愛護を目的とする団体
- (3) 宮城県及び県内市町村
- (4) その他、協議会が適当と認める者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、構成員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下、「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要に応じて会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、宮城県環境生活部食と暮らしの安全推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年2月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。